

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会
開催日時	令和7年7月23日（水） 午前 ・午後1時30分から 午前 ・午後3時35分まで
開催場所	本庄市役所6階大会議室
出席者	委 員：栗田 弘志 会長、太田 行信 副会長、一柳 大輔 委員、大塚 進 委員、種村 朋文 委員、芦澤 吉一 委員、ト部 由美子 委員、倉林 宣子委員、駒木野 昌代 委員、小暮 一実 委員、渡辺 ヤス子 委員、手塚 明正 委員 関係者（本庄市地域福祉検討会議委員）：福祉部 山田部長、保健部 榊田部長、企画課 柳課長、財政課 渡邊課長、市民活動推進課 野本課長、危機管理課 吉岡課長、生活支援課 茂木課長、障害福祉課 佐々木課長、高齢者福祉課 内田課長、介護保険課 丸山課長、健康推進課 中村課長、子育て支援課 井田課長、こども家庭センター 小島センター長、保育課 浅見課長、道路管理課 反町課長、道路整備課 村上課長、都市計画課 武正課長、営繕住宅課 松井課長、学校教育課 西田課長、生涯学習課 野口課長（代理：大澤課長補佐） 事務局：地域福祉課 鳥羽課長、千田課長補佐、萩原主任、穂山主事 本庄市社会福祉協議会 内田事務局長、関根次長、倉林係長、福田係長
欠席者	藺部 光一 委員、石森 彰 委員、染井 真 委員
議 題 （次 第）	1 開会 2 挨拶 3 議題 （1）第3期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）の進捗管理シート（本庄市）について （2）第3期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン21）の進捗管理シート（社会福祉法人本庄市社会福祉協議会）について 4 その他 5 閉会

配 布 資 料	・ 次第 ・ 本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会委員名簿 ・ 席次表 ・ 資料１：第３期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン２１）進捗管理シート（令和６年度実施結果）（令和７年度の取組方針）本庄市 ・ 資料２：第３期本庄市地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン２１）進捗管理シート（令和６年度実施結果）（令和７年度の取組方針）社会福祉法人本庄市社会福祉協議会 ・ 資料２－１：第３期本庄市地域福祉活動計画 令和６年度指標項目実績一覧表
その他特記事項	
主 管 課	福祉部地域福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（地域福祉課長補佐）	本日はお忙しい中、令和７年度第１回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は進行を務めます福祉部地域福祉課課長補佐の千田と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして報告をさせていただきます。 はじめに、本日、園部委員、染井委員から欠席の御連絡を受けておりますので、御報告いたします。 「本庄市地域福祉審議会条例第６条第３項」及び「本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第６条第３項」では、「審議会・委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定しております。本日、御出席いただいております委員は、現時点で１５名中１２名でございまして過半数を超えております。よって、本日の会議は成立いたしますことを御報告いたします。 また、「本庄市地域福祉審議会規則第２条」の規定に基づき、本会議は公開でございます。また、「同規則第３条」の規定により、本会議の開催について、市ホームページで公表し、傍聴人の定員については、前回の審議会において定員数１０名と決定したことから、定員数１０名として御案内したところ、傍聴希望者はございませんでした。 なお、会議録作成のため、事務局にて本会議は録音させていただいております。あらかじめ御了承ください。

	続いて、配布資料の確認をさせていただきます。 本日、机の上に配付させていただいたものとしまして、本日の「次第」(A 4 縦 1 枚)、続いて「本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会委員名簿」(A 4 縦 1 枚)、続いて本日の会議の「席次表」(A 4 縦 1 枚)、また資料 2－1 としまして「第 3 期本庄地域福祉活動計画令和 6 年度指標項目実績一覧表」、以上でございます。 また、事前に送付させていただいた資料としまして、資料 1 「第 3 期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン 2 1）進捗管理シート（令和 6 年度実施結果）（令和 7 年度の取組方針）本庄市」、また、資料 2 としまして「第 3 期本庄地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン 2 1）進捗管理シート（令和 6 年度実施結果）（令和 7 年度取組方針）社会福祉法人本庄社会福祉協議会」、以上でございます。 資料の不足等はありませんでしょうか。 また、本日「第 3 期本庄地域福祉計画・地域福祉活動計画（ふくしの杜ほんじょうプラン 2 1）」の冊子はお持ちでしょうか。もし、お持ちでない方がいらっしゃいましたら職員までお声掛けください。 よろしいでしょうか。はい。御確認ありがとうございます。報告と配付資料の確認につきましては、以上でございます。 それでは、これより令和 7 年度第 1 回本庄市地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会を開催させていただきます。ここからは次第に沿って会議を進めさせていただきます。 それでは最初に、開会に当たりまして、栗田会長から御挨拶をいただきたいと思います。栗田会長お願いいたします。
栗田会長	皆さんこんにちは。本当に暑いですね、という言葉しか出てこない。今日も非常に暑い中お集まりいただきまして、大変にありがとうございます。本当にこの暑さは異常であります。何年か前に、私、高齢の方のところにお伺いした時に、エアコンは持っているけど、付けていない。もう本当にぐだとしちゃっている。そういう方がいらっしゃいまして、すぐ救急車まで呼ぶ状態ではなかったので、すぐ車のエアコンの涼しいところに連れて行って、それで落ち着いたということがあったのですが、本当にそういう方が、まだまだたくさんいらっしゃるのかなって思います。また、今夏休みで、お子さん方がね、家庭にいらっしゃると思います。学校給食がなくて、家庭での生活という形で、やはりそこで困られている方っていうのも、いらっしゃると思います。そういった様々な形で、この地域の中には、いろいろな課題を抱えている方がいらっしゃると思います。そういう意味ではですね、この地域福祉、非常に幅広い分野ではあり

	ますが、縦割りではなくて、横の連携を取りながら、本当に困っている方々をしっかりと支えていく。そして、この計画の中にもありますが、安心して暮らせる地域づくり、ここはやはり肝心なのではないかなと思います。今日は2時間ぐらいの時間を取りながらですね、しっかりと審議していきたいと思います。暑いですから、水分取りながらですね、会議を進めて行きたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。
事務局(地域福祉課長補佐)	栗田会長ありがとうございました。 ではここで、恐れ入りますが、今回初めて御出席いただきます委員の皆様から、自己紹介をいただきたいと思います。 埼玉県北部福祉事務所の手塚明正委員、お願いいたします。
手塚委員	はい。この令和7年4月1日付けで北部福祉事務所の所長を拝命いたしました手塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局(地域福祉課長補佐)	はい、ありがとうございました。なお、新たに委員になられた皆様には、事務局から委嘱状を交付させていただいております。 それでは続きまして、次第の3議題に移らせていただきます。 議事の進行につきましては、「本庄市地域福祉審議会設置条例第6条第2項」及び「本庄市地域福祉推進委員会設置要綱第6条第2項」の規定により、会長・委員長が議長となることとなっております。これからの議事進行につきましては、栗田会長にお願いしたいと思います。栗田会長よろしくお願いいたします。
栗田会長	はい。改めまして、委員の皆様には、御多忙のところ、令和7年度第1回地域福祉審議会・本庄市地域福祉推進委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めていただき、所要時間としては、2時間程度を予定しておりますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願い致します。 それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。「本庄市地域福祉審議会会則第2条」では、「会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」とされております。本日の議案は、議題(1)「第3期本庄市地域福祉計画(ふくしの杜ほんじょうプラン21)の進捗管理シートについて」、議案(2)「第3期本庄市地域福祉活動計画(ふくしの杜ほんじょうプラン21)の進捗管理シートについて」でございます。本日、非公開事項に該当する議案がございましたら、提案をお願いいたします。 (提案なし) 大丈夫でしょうか。公開ということよろしいでしょうか。はい、

	ありがとうございます。それでは、本日、非公開とする議案はなしということで進めさせていただきます。 それでは、早速議事に入らせていただきます。はじめに、議題（１）「第３期本庄市地域福祉計画（ふくしの杜ほんじょうプラン２１）の進捗管理シート（本庄市）について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局（地域福祉課主任）	（資料に基づき説明）
栗田会長	はい。ただいまの事務局からの説明に対しての御意見、質問等ありますでしょうか。どなたか。はい、どうぞ、
小暮委員	進捗管理シートに対する質問でよろしいでしょうか。審議委員の小暮といいます。よろしくお願いいたします。これ、まとめていただいて、本当に御苦労多かったと思います。まとめていただいたことにお礼申し上げます。それで、いくつかですね、見て分からない点とかがあるので、確認をしたいということです。 まず進捗管理シート１０ページのところですね。重層的支援体制整備事業の移行準備をするというふうなことだったのですが、用語として分からなかったところがですね、地域福祉検討会議のワーキンググループっていうのは分からなかったのですが、今の説明で、各課の係長級の方々の集まりということが分かりました。重層的支援体制整備事業について検討なさっているということなのですが、どうしても、私、門外漢であるので、いくつかの資料を読んでも、重層的支援体制整備事業がどんな事業なのかっていうのは、全然よく分からないんですね。特に、この市の施策に落とし込んだ時に、どんなイメージなのかっていうのがよく分からない。いろいろな資料は読んでみるのですが、全然分からないというのが現状でして、その辺を説明していただければと思います。これは一柳先生にも教えていただきたいなというふうに思っているのですが、そのことが一つですね。 あと、機能集約センターとの関係といいますかね。機能集約センターが一つの拠点になっていくのかなあ、というふうなイメージは持っているのですが、その辺がどうかということが一つです。 それで、あといくつかあるのですが、
栗田会長	はい、すみません。まずは、今のことについて回答をお願いします。
事務局（地域福祉課長補佐）	はい。ただ今の御質問にお答えいたします。重層的支援体制整備事業というのが分かりにくいというのは、本当におっしゃるとおりでして、この計画冊子の４８ページにも書かれていますが、どうい

った概念なのか、何となくイメージはできるけれども、具体的にどういうものか、ちょっと分かりにくいというのはあるかと思います。こちらの重層的支援体制整備事業というのは、様々な福祉課題が、今いろいろとございますけれども、そういうことに対応するために、多様な支援というのを一体的に提供する体制を整備する事業ということで捉えていただければと思います。こどもから高齢者まで年齢や状況を問わず、全ての住民の方が、必要な支援を受けられるようにする仕組みということで御理解いただければと思います。具体的にはですね、これまでですと、高齢者ですとか、障害者、困窮者、子どもといった、いわゆる縦割りの分類に応じた福祉サービスが展開されてきているというのは、御承知のところかと思うのですが、こういったカテゴリーには当てはまらないようなニーズですとか、住民一人一人の市民の方のニーズに応じた支援を、地域全体で提供できるようにすることを目指しているものになります。様々な課題に対応するためにですね、先ほど事務局からも説明させていただきましたが、市だけではなくて、関係機関や団体、あるいは地域の皆様が連携して、包括的な支援体制を構築することを目指すものになります。それに向けてですね、本庄市で今できているもの、できていないもの、こういった部分は強みであるが、こういった部分が弱いということ、ワーキンググループの中で検証を行っておりまして、そういった中で、こういった事業をプラスすれば、より良い包括的支援体制ができるのではないかと、いうところを、今議論を行っているところになります。昨年度末からですね、このワーキンググループを開催しておりますが、ただ、本当に始めたばかりのところ、どのように進めていけばいいかということ、職員の中でも考えながら行っている段階ですので、まだ現状として形になったものというものはないですが、随時このような場で報告をさせていただきながら、包括的支援体制の強化という取組の手段の一つとして、この重層事業を考えていきたいと思っております。

また2つ目の御質問、機能集約センターとの関係ということになるかと思いますが。機能集約センターについてはですね、この計画の前の平成31年からの計画ですね、こちらの計画でも掲げていたものになります。この機能集約センターと、また、こちらはお話が出ませんでした。地域福祉ネットワーク会議というのも掲げておりました。こういったものというのは、地域共生社会や計画の基本理念実現に向けて、包括的支援体制を強化するための手段であると認識しております。今回、新たな計画で掲げた、この重層事業も同様に、包括的支援体制を強化するための手段の一つだと考えておりま

	す。今回の計画ではですね、この機能集約センターや地域福祉ネットワーク会議といったものについて、これまでの計画に掲げていた形にこだわらず、重層的支援体制整備事業と合わせた検討を進めていくことで、包括的支援体制を強化していくものだと考えておりますので、それと合わせてですね、検討を行っていきたいと思っております。事務局からは以上になります。
栗田会長	はい、どうでしょうか。
小暮委員	はい。申し訳ない。全然良く分からない。こう地域で支えていくということですよね。地域で支えて、今までだったら、法律ごとにね、高齢者であるとか、生活困窮者であるとか、障害者であるとか、子どもであることとかで分かれていたのを、包括的に地域で支えていくという理解だと思うのですが、もうそれ具体的にその地域の施策に落とし込んだ時にどうなるのかというのが全然分からないですよ。 拠点が絶対必要だというふうに私は思うのですが、それが機能集約センターになってくるのかなとか、あるいは包括ですね、地域包括支援センターになってくるのかなとかいうイメージは持っているのですが、全然よく分かりません。それで、字面を追っても、私には理解ができなくて、今一生懸命説明してくださったのですが、ちょっと私はイメージとして分からないというのが現状です。
事務局(地域福祉課長補佐)	追加で説明をさせていただきたいのですが、計画冊子の50ページを御覧いただければと思います。冊子の50ページ、上の段の図表「包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ」というところに書いてあるのですが、この重層的支援体制整備事業というのは、社会福祉法が目指す地域共生社会の実現の中の、言ってみれば、一つの一番小さな概念といいますか、包括的支援体制を整備するための手段の一つであるというもので、ということで御理解いただければと思います。具体的にどういったもので構成されるかというのが、同じく50ページの下の方の図表に出ている「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」になります。包括的相談支援事業ですとか、参加支援事業、地域づくり事業といった、大きく分けると、この3つに分けられるものになるのですが、これまで本庄市がやってきた取組、あるいは既存の仕組みというのが、この中には含まれておりますので、既存の仕組みを最大限に活用しつつ、新たな地域の連携等も取り入れながら実施していくものが、重層的支援体制整備事業というものになります。新たに何かを全て一から始める事業ということではなくて、既存のものは既存のものとして使いつつ、足りない部分をこの事業を使って、より幅広く支援をしてい

	くというような概念ということで御理解をいただければと思います。なかなかこう一言で言い表すことができないものなので、御理解いただくのは難しいと思うのですが、こういった説明でいかがでしょうか。
一柳委員	高崎健康福祉大学の一柳です。すみません。私も勉強中のところではあるのですが、重層的支援体制整備事業について、ということで、かなり分かりにくいです。僕も授業で学生に教えていますけど、大体、学生寝ていますね、というぐらいですね、結構複雑ですし、用語自体は分かりにくいものかなというふうに思っています。 千田さんがお話していただいたとおりになるのですが、地域福祉を進めていくために、包括的な支援体制を、各市町村を主体にして作っていくという中で、多分、機能集約センターっていうのが、本庄市の理想的な姿として掲げられていると思うのですが、さらに、その包括的な支援体制を作るための手法として、重層的支援体制整備事業を進めていく、というふうに法制度では位置付けられています。だから、重層的支援体制整備事業を行うことによって、包括的な支援体制が進められるというようなものになっています。 具体的に重層的支援体制整備事業をどのように進めていくかっていうと、ざっくりになるのですが、先ほど千田さんからもありましたとおり、最初はですね、地域包括支援センターとかは元々高齢者分野だったのですが、そのあと、こども家庭支援センターとか、領域ごとに包括的に相談を受ける体制が整えられていきました。それでもまだ不十分であるということで、今度は、困窮者、生活困窮者自立支援制度っていう事業を受けて、多分、市役所1階だと思いますが、困窮をテーマに、何でも相談を受け付けますよと、困窮をフックに、相談をたくさん受け付けますよっていうようなものが、2010年代後半ぐらいから進んできました。それでも不十分であるということになってですね、困窮を問わず、とりあえず、地域住民から相談があったら、とりあえず何でも受け止めましょうというのが直近の流れになっています。それを進めるのが重層的支援体制整備事業になります。 流れで言うと、参加支援とか、属性を問わない相談支援とか、いろいろありますが、重層的支援体制整備事業のイメージとしては、地域住民に、例えば、8050とか、ヤングケアラーとか、ゴミ屋敷とか、これらがまさに複合的な課題の代表例ですけれども、そういった手を上げられない人たちを、まずアウトリーチします。それが市役所の1階の多分CSWとかだと思いますが、そういう方が、うちにまず行くわけですね。そこで関係性を作っていくって、ゴールと

しては、サービスにつなげるところになります。例えば、精神疾患とか知的障害の方の御家族だと、一切、支援拒否とかされているケースも結構ありますが、そこに何回もアウトリーチする。通って関係性を作っていくって、今度ちょっと一回受診してみない、みたいな関係を作ります。そこで、分かったって言って、受診につながって、お医者さんで精神疾患の診察しっかり受けて、既存のサービスに乗せたら、重層的支援体制整備がゴールになります。なので、イメージとしては、既存のサービスにつながっていない人たちが、つながるまでの間を伴走的に支援していくようなイメージになります。まずアウトリーチで捕まえていって、こういう課題を抱えた人がいる。精神疾患の疑いのあるお母様と、引きこもりで、多分、軽度の知的障害とか精神疾患を抱えた息子さんと2人暮らしをしていて、誰とも地域住民と交流ができてないという情報を、アウトリーチした専門職の人が、市役所とか社協さんとかの会議体の中で相談をする。それが重層的支援会議、包括的相談支援事業とか、この多機関協働事業っていうのがまさにそれで、要は情報を持って帰ってきて、専門職とかで話を揉むわけですよ。絡まってしまった糸を解きほぐすような会議を行うんですね。世帯全体で支援するっていうのが特徴になるのですけれども、お母様の精神疾患の疑いがあることに関しては、多分、保健センターとかアウトリーチの職員が共同して今後の支援をしていく。お子さんに関しては、精神疾患の対応もあるけれど、就労とかそちらにつなげた方が良いでしょう、みたいな形で、抱えているものを一個ずつ一覧化していくようなイメージです。それに対応できるような、行政とか市役所、社協さんとか専門職の部署の人たちが、私いつまでこれやります、来月までにここまでやります、とかをみんなで決める。そこでサービスにつながるまで、それを、会議をやり続けるようなイメージになります。それで、重層的支援会議とか支援会議っていうものがあってですね、特徴としては、サービスにつながっていないので、個人情報取り扱いとかで、本人と合意が得られていない状態でも進められるのが、結構、重層的支援体制整備事業のミソです。関わる専門職たちが、守秘義務を持っているので、その方の秘密を守るという前提で進めているので、御本人と一切守秘義務の約束をせずに進められる会議ですね。それで、最終的に、じゃあ分かった受診するよ、となったら、重層的支援体制整備における会議は終結になります。

それで、その方がサービスにつながったとしても、地域では住み続けるので、それで、お医者さんにかかることができた息子さんについては、就労支援を受けられるような状態になったけれども、近

	隣住民との関係性って、ほぼまだ構築できてないですよ。そこをつないでいくのが参加支援事業になります。参加支援事業っていうのは、サロンとかありますよね。そういったものにきちんとおつなぎして、地域との関係性を作ってもら。もしくは、息子さんであれば、地域のボランティア活動の担い手とかにもなると思うので、まずは知り合いとかが行っているサロンとかに、お茶出し程度手伝ってみない、みたいな声をかけて、地域住民の活動に参加してもらう。そういったところまでしっかり面倒見ますよっていうのが、重層的支援体制整備事業のざっくりした解説になります。 なので、しっかり地域住民のおうちまで行って、ニーズを引っ張ってきて、専門職の間で検討して、既存のサービスに乗せる。乗せられないものについては、新しい社会資源を作ったりもする。それで、サービスにつなげただけだと、地域住民との関係性が構築できないから、構築するところまでしっかりサポートするというのが重層的支援体制整備事業のざっくり解説になります。そういったことを進めていく感じですかね。ちょっと分かりにくいかもしれないけれど、一応このようなことが重層的支援体制整備の理解で良いのかなと思います。すみません。以上になります。
栗田会長	はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。
小暮委員	はい。アウトリーチをする主体といいますかね、これはどこになるのか。参加支援をする主体はどこになるのか。この辺がよく分からない。機能集約センターみたいなイメージとか、包括とか、ということなのですか。
一柳委員	そうですね。自治体によってかなり様々です。ちょっと僕も情報がまだないのですが、アウトリーチについては、事業委託をするケースが結構あって、社協さんが受けるケースもあれば、静岡とかで、実際に、この前視察に行かせていただいたところであると、就労支援をやっている団体さんなどがアウトリーチ事業を委託されて、重層会議と一緒に参加しているようなイメージですね。あと、アウトリーチ専門部隊と一緒にいるみたいな感じになります。参加支援事業も、多分同じような形でやるのではないかなと思いますので、NPO法人とか社会福祉法人とかが委託されるというケースもありかなというふうに思います。
小暮委員	でも、必ずしもそれが地域にあるとは限らないですよ。
一柳委員	そうですね、はい。なので、市全体を商圈というか、活動されている団体さんとかも結構いらっしゃるかなっていうふうに思います。
小暮委員	地域で支えるというイメージを持っているのだけれども、これはもう全体の事業の中で、地域で参加支援したりとか、アウトリーチ

	したりとか、ということでしょうか。
一柳委員	そうですね。はい。でも本当に実に多様です。
栗田会長	はい、ありがとうございました。まだありますか。
一柳委員	重層的支援体制整備事業については移行準備期間に入られる、移行準備事業を来年度からされるということなので、僕の方でも、できる限りサポートしていきたいなというふうに思っております。 重層以外の部分でもよろしいでしょうか。すみません。２８ページですけれども、ケアラーですね。「ケアラーに対する支援」ということで、評価Ｂということなので、不足があるということだと思っておりますが、実際に今、ケアラーの方たちのニーズを拾ってくるのは結構大変なことかな、というふうに思っています。それで、啓発業務ですとか、なるべく情報が届くようにということで、行政の皆さんもがんばってらっしゃるかなと思います。例えば、スクールソーシャルワーカーとの連携とかですね、そういった、実際にケアラーの方に情報を届けたりするためには、いろいろな専門職との連携とかが必要になってくる、というふうに思います。連携ってところで、来年度以降のこととか、昨年度の反省点みたいところで、あれば教えていただければというふうに思います。
栗田会長	はい。ではよろしくお願いします。
事務局(地域福祉課長補佐)	はい、ただいまの御質問のケアラーに対する支援については、資料１の２８ページから３０ページにわたって、それぞれ記載がされております。２８ページに出ているものが地域福祉課の分になりまして、２９、３０ページ出ているものが関係各課で行っている、それぞれの取組というものになります。２８ページにありますとおり、関係各課において、それぞれの分野ごとに、ケアする側の属性に応じた、それぞれの対応を行っているというのが現状になります。各課では、それぞれ、ここにあるような取組を行っております。あとは、先ほど御質問がありました、連携という点で言えば、それぞれ、今ですと、縦で各課が行っている取組になってしまっているところがありますので、今後のこういったケアラーの増加というのが見込まれる中で、必要な支援というのを包括的に行っていけるように、関係各課と情報共有などを行っていければと思っております。現時点で、具体的に何か決まっているものというのはないのですが、それぞれの行っている取組がつながるよう、一つでも進む取組を行っていきたいと考えております。以上です。
栗田会長	よろしいでしょうか。他にどなたかどうですか。はい、どうぞ。
種村委員	はい、私、本庄市の身体障害者相談員という立場からなのですが、まずこれが、組織的にちゃんと機能していくというふうなこ

	とで、第一の相談窓口っていうのは、地域福祉課になるということ でよろしいのですか。
事務局(地域 福祉課長補 佐)	はい。相談窓口という点で言いますと、関係各課それぞれが、各相 談を受けておりますので、地域福祉課が第一の窓口ということでは ございません。
種村委員	ということは、相談員の立場からすると、この問題はどこ、どこっ ていう判断で窓口を選んで、それがこちらの方へ流れてくるという ふうな流れでよろしいですか。
事務局(地域 福祉課長補 佐)	はい。基本的にはですね、それぞれ高齢の方であれば高齢に関す る分野、お子さんであれば子どもに関する分野、ということで、それ ぞれの窓口にご相談いただくかたちになります。あとは、福祉の総 合相談窓口というのがございますので、どこに相談に行ったら良い か分からないとか、複合的な課題を抱える方については、そちらで まずお話を聞いて関係各課にご相談に行ってください場合もあれ ば、そこで一括で受けてですね、対応を関係各課と取っていくとい う様々なケースがあらうかと思います。
種村委員	基本的には、総合窓口というふうなことではないってことですか ね。いわゆるワンストップで全てが解決しているというふうなこと ではなくて、そこへ相談して、この対応は、どこ、どこっていうふう な振り分けになっているってことなのですか。
事務局(地域 福祉課長補 佐)	そうですね、既存のサービスを使う場合は、それぞれの担当課で お話を伺うような形になるかと思います。
種村委員	分かりました。例えば、まれな状態ではあるのですけれども、いわ ゆる障害者福祉、地域福祉、そのどれにも当てはまらなかった場 合っていうのは、やはり当てはまらなかったらどうかっていうより は、その組織が、どの程度の対応が取れるのかっていうのが、我々と しては理解できてないわけですから、どこに相談して良いか分から ないような事案があった場合は、これは地域福祉課に飛び込めば、 ある程度の方角を見せていただけるのかっていうふうなことでござ います。
生活支援課 長	はい。生活支援課の茂木と申します。よろしくお願いいたします。 まずですね、先ほどの千田からの説明で一部訂正をさせていただきます。 本市におきましては、福祉の総合相談窓口というものを開設 しておりますので、まずはですね、どこに相談して良いか分からな い、もしくは分かっているがその勝手が分からない、そういったも のも含めてですね、市役所の1階にございます、生活支援課の福祉 総合相談窓口で受付をしております。そこで必要があれば、その福

	祉相談窓口の職員が各課に同行して御案内する。またはですね、担当を各課から呼んでそこで一緒に協議をする、検討する。そういった形をとっております。説明は、以上でございます。
種村委員	はい。ありがとうございます。なんとなくつかめたような気がいたします。ありがとうございます。
栗田会長	はい。よろしいでしょうか。どなたか、はい、どうぞ。
芦澤委員	まず私は、何回かこういう審議会に出ていて感じたのは、今回みたいに、この取組の評価がしっかりしていたっていうのは、これは素晴らしいことかなと思いますね。項目に対して、そしてAのランクが91.7%。これは非常に、私から見ても、個人的ですけども、高い数字かな、それだけしているのかなと思いました。 そしてですね、一つそのAというランクは分かるのですが、例えばですね、11ページのところで、「連携のための相談支援マニュアルの作成」というのがありますよね。そして令和6年度のところでは、事例を整理いたしますというのが出てきました。確かに、事例を整理するということに対しては、Aランクかもしれないですけど、そのマニュアル作成っていうのを、どのくらいの期間で作成しようという考えをとるか。絶えず調査、調査、調査で、何年もかかっているのではなくて、やはりこれ、マニュアル作成とあるのですから、一応は、いつぐらいまでに作成したいなっていうところは、そういうのを明記して、作成ができたならAという、私はランクだったのかなと思っていますね。ですから、準備段階で、こういう整理しています。だから、一部はまだできていない、完成していないので、Bになりますっていうものなのかなと思ったけれども、よく見ると目標があるんですね。事例の整理を行います。だから事例整理を行うということで、よくできたっていう形ですけども、そういう面で、その一つの取組の名称のですかね、これはいつ頃までやるのかっていうのを、少し目標立てた方が良いのかなと思います。絶えず調査、調査、調査で、何年も続くのではなくて、できればそういう一つの目標を立てていったらどうかというふうに考えました。 あとはですね、一つの同じような課題に対して、いろいろな課っていうかですね、連携しているので、先ほどワーキンググループの事例がありましたけども、ぜひとも、各課どうしの一つの事例に対してですね、このワーキンググループの数を増やしてですね、連携をとっていただければ、先ほど出てきた重層的なものが充実してくるのかなと思いますので、ぜひともやっていただきたいなと思います。以上です。
栗田会長	はい、ありがとうございます。

事務局(地域福祉課長補佐)	目標に対する評価、目標を立てた方が良いのではないかという御意見だったかと思います。いつまでにやるかという御質問もあったかと思いますが、この取組名称の下に書かれている概要というのが、計画冊子に出ているものが転記されているものになります。ここに書かれているものは、計画期間は、今回、令和10年度までになりますが、令和10年度までに達成するもの、達成したいものとして、それぞれ掲げているものになります。その中で、それぞれ令和6年度でいえば、これを行いますということで、令和6年度での取組方針を掲げさせていただきまして、それに対する実施結果、またその取組方針に掲げたものに対してどこまで行ったかということで、A・B・Cの3段階の評価を行っております。令和6年度のできた部分、できなかった部分を踏まえて、その下にあります、令和7年度を取組方針を定めておりますので、毎年、この概要に書かれているものを実現するために、令和6年度はここまでやって結果がどうであったか、改善すべき点があったかということを検証した上で、令和7年度はこうしようということで掲げているものです。最終的に、令和8年度、9年度と取組を重ねていって、10年度には、こちらの、例えば、マニュアルの作成であれば、これが作成できるようにということで進めているものになりますので、毎年の目標という点では、それぞれ取組方針を出しているということで御理解いただければと思います。以上です。
芦澤委員	ぜひとも続けてやっていただきたいと思います。以上です。
栗田会長	ありがとうございます。他にどなたか、どうですか。はい。お願いします。
駒木野委員	はい、失礼いたします。16ページですけれども、「発達教育支援センター「すきっぷ」における相談支援」というところがございます。そこで、保護者様からすきっぷ様の方へ御相談が行くということ、そして、ここには教育のところの情報共有とございますが、なかなか学校では、すきっぷ様から情報をいただきたい時に、すみません、実情で良いのでしょうか、やはりそのところは、課が違うということで、なかなかすきっぷ様からの情報を得ることができないということがございます。そのところは、先ほどのお話があった、横のつながりということで、今後は情報共有ができるというふうを考えてよろしいでしょうか。
栗田会長	はい。今の件で、どうでしょうか。横のつながりということですね。
こども家庭センター長	こども家庭センターの小島といいます。よろしくお願いします。先ほどの御質問でございますが、学校とすきっぷの方で連携は取っ

	ておりますが、確かに課が違うということで、全ての情報を共有しているということではないので、できれば、すきっぷの方で、発達に関する検査なりをした場合には、すきっぷの方へ来ていただければ、御相談を受けられるということになっております。今後についてですけれども、その辺のお話をいくつかいただいております。なので、教育委員会と、市部局であるこども家庭センターと、その情報の持ち方については、今後検討をしていくということで考えてございます。それで、重層的支援体制整備の中で、こういった形でできるかっていうのは、まだそこまでの検討がされていけませんので、今後の検討材料ということにさせていただければと思います。以上です。
駒木野委員	よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。
栗田会長	はい。ありがとうございます。その辺は縦割りではなくて、やはり横の連携をしっかりと取っていく。やはり大事なことだと思います。お子さんにとっても、御家族にとっても、大事なことなので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。 他にどうでしょうか。皆さん方、何かありますか。手塚さんありますか。はい、どうぞ。
手塚委員	意見ということですが、私も行政にいるものですから、行政の皆さんが既存の仕組みと、それを一緒にやっていくという、そこがなかなかスムーズに行きづらいというのが身に染みてよく分かります。ただ、今お話を聞いていると、連携してやっていくという姿勢が見られますので、そういったことで進めていただければと思います。よろしくお願いします。
栗田会長	分かりました。そこは本当に大事なところだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。他にどうでしょうか。大塚さん何かありますか。
大塚委員	私もこれ2回目の参加なんです。ちょっと読んだのだけれど、なかなか素人には理解できないところが多いです。私、実は個人的な話なんですけれども、家族が身体障害者5級です。それで介護をしているのですが、これを見るときいろいろ書いてあるのですが、私の場合はしょっちゅう市役所に来ているので、市役所の職員の方にいろいろ教えてもらって、それなりには、その制度自体も理解できているんですけど、たまたま認定の申請を受けた時に、市役所さんから、障害者の見守りをしてくれるから、市役所の方に連絡してくださいって書類が来たんですよ。でもうちはまだ一人世帯じゃなくてやっているの、今のところはいいと思って、そういう場合はどうするのかって、一応市役所さんに聞いたら、必要になった時に登録してくれればということを知ったので、その時には登録

	しようかなと思っています。 それ以外にも、年寄りなので、包括さんがやっているオレンジカフェとかも、できるだけ参加させてもらっているのも、良いと思うんですよ。私は東中校区なのですが、毎回行っているのですが、予算の関係か、やっているのが東小学校区は月1回包括支援センターで、藤田地区・仁手地区は2ヶ月に1回です。一応場所的には仁手地区でやってくれているのですが、藤田の方が人口多いので、予算の問題はあるけれど、もう少しそういった機会を増やしてもらおうとかがあれば良いのかなというふうに思っています。 また、この中に、公民館の人権教育というのが書いてあったような気がするのですが、私も、もう十何年これに出ているのですよ。けども、人権教育はやっているけれど、福祉が絡むっていうのはそんなになくて、たまたまあっても、DVDの中身がふさわしくないかなっていうのを、私何回か見たのですよ。というのは、障害者の家庭とか、ちょっと家庭内暴力につながりそうな家庭の例が出てきて、それを発見したのが訪問看護師、あとはケアマネジャーでした。その人が個人的にがんばって問題が解決できたというふうに私にはとれるのですよ。そうじゃなくて、訪問看護師でもケースワーカーでも、その人の能力で解決できるか分からないけれども、こういう組織があるから、そういう組織に相談して、組織も入って解決しているような中身のやり方を、DVDを作るときは考えてもいいんじゃないかなと考えました。 我々年寄りの代表で来ているので、市役所っていう、細かいことはなかなか分かりにくいものだけれど、要するに、障害者の家族に何か連絡もらっても、すぐ市役所の言っていることが分かるように、どこいけばいいのかって分かるようなのも必要なのかなというふうに思っています。以上です。
栗田会長	はい。何かありますか。
事務局(地域福祉課長補佐)	何点かお話いただいたかと思います。本日、関係各課の課長も同席させていただいておりますので、今いただいたお話を受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
栗田会長	はい、ありがとうございます。 本当にね、非常に大事なところだと思います。本当に、いろいろな制度がありますが、例えば20ページで困りごとに対応するっていうところがありますが、やはり手を挙げて困っているよっていう人であれば良いのですが、やはり手を挙げられない人とか、あと制度の狭間の人、そういう人たちを、やはり救っていかなくては行けないのかなと思っています。ここではA評価にはなっていますが、

	実際に、自分も、地域を回っている中で、本当に困っている方、あと本当に助けたいのだけれど、制度の狭間の方っていうのがやっぱりいらっしやるなっていうのは実感しています。ですから、この評価はAにはなっていますが、さらにその上をしっかりと構築していただきたいな、という思いもあります。 他にどなたか、卜部さん、倉林さん、何かありますか。どうぞ。
卜部委員	園長会の方から来ております。先ほど、学校の校長先生の方からもお話のありました、すきっぷの方も、本庄市は、すごく良いシステムを作っていただいていると思っております。長く私も保育園の方をやっておりますが、年々良くなってきているのかな、とは思っているのですが、ただ、やはり昨今、気になる子たちっていうのが、すごく多いので、どうしても予約が取れないんですね。相談に行くのですけれども、予約が取れなくて、私達は保護者につなげて、保護者の方が相談に行ってくれたりとかしてくれています。それから、もう一つのシステムとして、保育園の方にこういう子がいるので見に来てくださっていうのをやるのですけれども、なかなか予約が取れなくて、そういうので、ぜひもう少し保健師の方だったりとか、臨床心理士の方だったりとか、その受けてくださるキャパを、もっともっと増やしていただけた方がいいのかなっていうのは、常々思っているところでございます。本当に年々増えている、相談したい人たちがすごく増えている、というところを、せっかくこういうものを作っている市役所の皆様に分かっていただけるとありがたいかな、というふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
栗田会長	はい。ありがとうございます。本当に大事な、貴重な御意見ありがとうございます。それでは、それに対してお願いします。
こども家庭センター長	こども家庭センターの小島です。先ほどのお話、私の方もいくつか聞いてございます。どうしても専門職という心理士等の方を雇っている関係もあって、なかなかこの専門職の方を採用するというのも難しい状況がございます。そんな中でも、できる限り要望に応えられるように心理士の方が許す限り、スケジュールの方は入れさせていただいておりますが、どうしても、そこの予約が取れないという方もいくつか出ているというのは聞いてございます。その辺の予算の関係もございますが、できるだけ要望に応えられるように、その専門職の方を採用するよう、努力はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
栗田会長	はい。そういうことで、今、検討していただけるということで、よろしく願いいたします。

	倉林さん何かありますか。
倉林委員	はい。特にこの問題で、ということではないのですが、ボランティア活動していきまして、ボランティアの参加者の高齢化というのが、ものすごく今、心配なところなんです。うちの方でも、大体12人ぐらいが常時活動している中で、80歳以上が5名という形でのボランティア活動になっています。なかなか若い人たちが参加できないというところがとても困っているのですが、対策のしようもなく悩んでおります。
栗田会長	はい。この辺は、本当にどこの地域も、もう本当に少子高齢化で、皆さん、例えば、本庄市で先週お祭りがありましたよね。あれ一つとっても、やはり少子高齢化なのかなっていうのは、本子連のパレードなんか見ても、昔は20基ぐらい、おみこしが出ていたのが、今回はもう9基しか出ていない。本当にそういうふうには、こどもが少なくなっている、高齢化している。大人のおみこしを担ぐ方もいなくて、だんだん少なくなっている。その中で、どういうふうにしていくかっていうところは、本当にこれ行政と、また地域と、あと自治会と、そういったところと連携しながら進めていくのが良いのかなとは思いますが、ちょっと言っちゃいました、何か行政の方でありますか。はいどうぞ。
生活支援課長	生活支援課の茂木でございます。今日を通してですね、やはりその重層関係の疑問が多くあるというのは分かりました。それで、今、本市の重層にあたるもの、これを試金石として行っているのが、生活支援課の総合相談窓口と捉えていただければと思います。ワンストップでやっておりまして、情報が入れば、市内に出向いてアウトリーチも当然行っております。中には拒絶されている家庭もあったりして、なかなか、その寄り添い伴走型にたどり着くまでが一番難しい、こういった印象を持っております。そのような中で、本庄市に一番必要なものであるとか、何が強くて、何が弱いのかっていうのを、この試金石で、今試して検証しているところでございますので、その点を御承知おきいただければと存じます。以上でございます。
栗田会長	はい、ありがとうございます。よろしいですかね。渡辺さん何かありますか。大丈夫ですか。はい。その他に何か御意見ありますか。はい、どうぞ。
小暮委員	14ページです。14ページの「相談窓口の更なる充実に向けた検討」というところですね。評価Aになっているのですが、前のですね、計画の令和5年の時にはですね、2日間総合相談窓口・休日窓口を実施したと思います。それで、その反省として、十分なニーズの把握ができなかったため、課題を整理した上で、取組を継続し

	て実施していきたいというのが令和5年の評価だったと思います。それで今度のが、またその現状把握、アンケートをやって、現状の把握を行いましたということで評価Aになっているのですが、課題の設定自体がちょっと違うのではないかなって私は思っています。それで時間の延長であるとか、休日の窓口をするというのは、やるか・やらないかの問題だと思うんですよね。ニーズというのは、その時、開設して来なかったからニーズがないという判断ではないと思うんですよね。例えば、総合相談窓口だけを実施をしたところで、それで良いのかっていう問題もあると思うんですよね。他の課がやっていなければ、総合相談窓口で相談したとしても、その場ではつながらなかったりすると思うんですよね。そういうところで、窓口開設の時間等を、今後どう考えているのかということです。何か検討の課題自体が、ちょっと違うのではないかなって私は思っています。以上です。
栗田会長	はい、分かりました。よろしくお願いします。
事務局(地域福祉課長補佐)	はい。休日窓口に関する部分かと思います。おっしゃるとおり、昨年度の評価につきましては、令和5年度に休日窓口を実施して課題の整理等を行うというような評価だったかと思います。課題の設定が異なるのではないか、という御指摘かと思いますが、おっしゃるとおりですね、一つの窓口だけやっても、つなぐ先がやっていなければ、先に進みませんし、結局もう一回平日に来ていただくということになってしまう場合もあるかと思います。そういった中で、こういった形で実施していくのが良いのか、他市の事例ですとか、あとは一方で、窓口の開設時間の短縮といった動きが見られる市町村やインターネットを使った相談とか様々な手法が考えられる状況かと思いますので、これまでのやり方にとらわれず、こういった形でやっていくのが良いのか、もう少し検討させていただく時間をいただければと思います。その課題の設定というのを、今いただいた御指摘も踏まえまして、どのように設定していけば良いのか、もう少しこちらでも研究させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
栗田会長	はい大丈夫ですか。はいどうぞ。
小暮委員	前の時から感じていたのですが、こういうものって、実際にやってみて、どう評価するかということだと思うんですよね。アンケートをとってという問題ではないと思うんですよね。前の時にも、そのような発言を私させていただいたのですが、最後の年で、2日間実施されたっていうのは、良かったことだと思うのですよね。それが前に進むということは、2日が3日になったりとか

	ですね、1ヶ月に1回になったりとか、ということだと私は思っていたのですが、また下がって、もう1回検討しますということではですね、進んでいかないというふうに感じています。前の時にも、これ全然進まなくて、どうなるのだろうと思っていたのですが、やっと2日間実施をしたところで、また足踏みということではですね、違うのではないかなというふうに思っています。だからこれをAの評価をするっていうのは、おかしいなというふうに思っています。おそらく、全部がそうだと思うのですが、Aの評価がすごく多いのですが、果たしてそうなのかなって気がするのですね。課題の設定の仕方が甘いとか、そういうことではないかなって気がしています。これは誠に申し訳ない。こんな言い方をして申し訳ないのですが、いつまでたっても進んでいないというのが私の実感でして、一般のね、市民として参加させていただいているので、できるだけ進めていただきたいという希望があるので、こういう言い方をしました。よろしくお願いいたします。
事務局(地域福祉課長補佐)	ご指摘を受け止めさせていただいて、今後にいかしていきたいと思います。ありがとうございます。
栗田会長	その他、どうでしょう、大丈夫でしょうか。よろしいですか。 はい、続けてお願いします。
小暮委員	それと、71ページですね。成年後見の問題ですね。成年後見サポートセンターというのが、良く私には分かっていないので、その辺の説明をしていただきたいということが一つですね。役割であるとか、仕事内容ということですね。あと、成年後見だと、中核機関を作っていくというのが一つの目標だと思うのですが、その辺がどうなっているのかということ。 あと、市長申立をしているというふうなことがあったと思うのですが、私「ばあとなあ」に所属をしまして、成年後見にも関わっているのですが、本庄市の市長申立はそんなに多くないというふうな印象を受けているのですよね。県北地域って、そんなに市長申立が多くないなという印象を受けています。その辺がどうなっているのかなという、その辺の質問です。
事務局(地域福祉課長補佐)	はい。まず、中核機関につきましては、本庄市の社協に委託をさせていただいております。あとは、この市長申立の御質問だったかと思いますが、本庄市の件数が多くない、どうなっているのかという御質問でよろしいでしょうか。
小暮委員	こう管内にあがってくるのは、本庄市ほとんどないので、おそらく市長申立の時に、後見人の要件を満たしているのですかね。この

	方を後見人にみたい要望を出していらっしゃるのでしょうか。
障害福祉課長	障害福祉課の佐々木と申します。市長申立につきましては、生活支援課で高齢者、主に高齢者の方の申立て、それから障害福祉課では高齢者の年齢に届かない障害のある方の申立てを分担して担当している形になっております。申立ての件数の多い少ないについては、何とも言えないところですが、様々なケースに取り掛かる中で、この方の権利擁護と福祉を推進するためには、どうしても成年後見人が必要であると判断させていただき、お身内の方に申立てしていただけないケースというのがございました時に、申立てをさせていただいています。その時のケースに応じて、必要な時にはさせていただいているというふうに認識しております。候補者につきましては、申立ての時に、様々な角度から検討いたしまして、お願いしたいところを候補者として記載させていただいているところです。しかしながら、案件によって、裁判所の方では、私どもが候補者にあげた方でない方を、選任していただくということもございます。以上でございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。
小暮委員	はい。あとサポートセンターについては。
事務局(地域福祉課長補佐)	サポートセンターに関する説明は、計画書冊子の115ページにも出ておりますが、成年後見制度に関する相談支援や情報提供市民後見人の養成等を行っているというところになります。115ページの⑤のところに書いてございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。時間も押してまいりました。その他、何かありますでしょうか。大丈夫でしょうか。 はい、それでは、本件については以上とさせていただきます。
栗田会長	続いて、議題(2)「第3期本庄市地域福祉計画活動計画補(ふくしの杜ほんじょうプラン21)の進捗管理シート(本庄市社会福祉協議会)について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局(社会福祉協議会次長)	(資料に基づき説明)
栗田会長	はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対しましての御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。何かありますか。 一柳先生はいかがですか。
一柳委員	はい、当計画拝見させていただきまして、自己評価Aが非常に多くて、本当に日々皆さんもがんばってらっしゃるのだらうなという

	ふうに思いました。 はい、それでまず一点目が、13ページですね。生活支援体制整備事業です。今、日本全国で、非常に重要な事業として位置付けられていると思いますが、この内容拝見させていただいて、「住民主体による移動支援ボランティアグループ立ち上げ支援」ということですね。実際に、もう立ち上げまで完了しているということで、すごく先進的でありますし、どういう活動しているのかなというふうに気になりました。具体的にどんな活動されているのかっていうところと、体制整備の訪問Dの方との接続というか、そういったところで検討されているのかなと思ひまして、そこら辺を具体的にお伺いしたいなというふうに思います。まずこちらが一点。 二点目については、14ページですね。赤い羽根共同募金の部分になります。社協さんにとっては、赤い羽根共同募金って、非常に重要な財源になっていると思います。私も、中央共同募金会のモデル事業のアドバイザーとかも今やっていますね、赤い羽共同募金、市町村でどういう取組をしているのかすごい気になっているところがあります。今、世帯数ですとか、個別募金がかなり減っていった、法人募金の方にシフトしていくというふうな方針かと思いますが、具体的に、その法人募金とか取組は、どのようなものが行われているのかな、というふうにお伺いできればと思います。 二点になりますね、体制整備の部分と共同募金の部分をお伺いできればと思います。
栗田会長	はい。よろしくお願いします。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい、御質問いただきましてありがとうございます。まず一点目ですが、13ページの生活支援体制整備事業における移動支援の部分ですね。どういった取組、又は支援をしているのかといった御質問いただきました。ありがとうございます。こちら、皆さんご承知のとおりですね、本庄市から生活支援コーディネーター、本庄市内の全域をカバーする第1層生活支援コーディネーターと、あとは社協の場合は、西地域の包括を受託していますので、西地域で活動する第2層生活支援コーディネーターの業務を受託しております。その他、第2層につきましては、シャロームさんとか、他の法人さんに2層のコーディネーターが配置されているといった状況になってございますけれども、令和6年度の実績に掲げさせていただきました住民主体による移動支援ボランティアグループ立ち上げ支援、2団体といった部分ですね、こちらについて少し説明させていただきます。かねてからですね、地域の中で、やはり移動手段の確保が課題であるといったところは、協議体の皆様からも地域の実情ということで、

いろいろと意見が挙げられていたところでした。そういった取組、地域の中で始めてくださる方がいらっしゃるんですよね、なんていう話を日頃からしていたのですが、たまたまといったところがあると思いますが、本庄市内、東地域内の17号国道よりも北側のエリアですね、具体的に申し上げますと牧西といった地域ですが、そちらの民生委員をされていた方が民生委員を退任されて、地域でやっぱりこういったニーズがあるということで、活動を始めたいということで始められまして、その支援をさせていただきました。それと、もう一方はですね、今度は、児玉地域の方ですけど、山間部エリアになります。本泉地域の方で、やはりこちらも買い物手段が、なかなか確保が難しいということで、本泉地域には、以前、移動販売などの取組がされていたのですが、最近はなかなか難しいといったところがあって、それで、地域のNPOを主体とする団体さんだったと思いますが、地域のボランティア活動にすでに取り組んでいらっしゃる方々とタイアップしながらですね、マイクロバス等による乗り合いで、買い物に行こうといった活動に取り組まれています。これはそれぞれ、第2層生活支援コーディネーターや第1層のコーディネーターなどが、支援をさせていただいているところですので、市からですね、助成制度の活用もさせていただいていると思います。なので、先ほどおっしゃった、このサービスDでしょうか、その辺りに、おそらく該当するのではないかなということで、行政からの支援もいただいているところですので。

続きまして、二点目の御質問ですね。共同募金ということで、14ページの下の部分ですね。「⑤赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」の部分でございます。これはですね、地域の中で、自治会の皆様にも大変お世話になっておりまして、従来からですが、赤い羽根共同募金ということで、一定額、これが皆さん御承知のとおりかと思いますが、社会福祉法に定められた計画募金ということで、期待額などの、一定程度の金額の設定があって、それを福祉施設の整備ですとか、地域福祉活動に充てるための財源ということで募金のご協力をお願いしております。その辺りは自治会の皆様にもお示しをさせていただいて、御協力いただいているところですので。また一方で、法人募金の拡充というところも、我々力を入れておりまして、幅広くですね、お声掛けをさせていただきながら、社協に御協力いただいた方々に対して、各種事業紹介を行うなどの支援もさせていただいております。また、お声掛けいただければ、企業さんにお伺いをして、詳しく説明をさせていただくなどしております。そういった意味では、社協だよりで発信させていただく、あるいは、

	いろいろな媒体で周知をさせていただく部分、その辺りは重要なと思っています。また、直接ダイレクトメールをお送りしたりして、そういったアプローチにも力を入れておきまして、これからも、その辺りはがんばっていきたいと考えております。近年ですと、図書カード、募金型の図書カードっていうのを、都道府県ごとにですね、デザインを決め、考えているのですが、ここ何年か前ですね、本庄早稲田の杜ミュージアムが採用されたこともありまして、いろいろな形で、PRに力を入れさせていただいているところでございます。ちょっと説明になっているか分かりませんが、以上でございます。
一柳委員	はい、ありがとうございます。体制整備について、移動の問題というのは、どこの市町村でも絶対に上がってくる課題になりますので、また後日、僕も勉強させていただきたいなというふうに思います。せっかくなので、訪問Dの方ですね、ありきでは良くはないと思うのですけれども、体制整備事業の一つの成果として、訪問Dを活用するっていうところは、大事なかなというふうに思いますので、引き続き御検討いただければと思います。 赤い羽根募金については、法人との連携が本当にこれから重要になってくると思いますし、今まで赤い羽根募金は、ある意味手薄であった領域かと思いますので、DMを送ったりとか、あとは商工会議所等の連携とかっていう余地があるかなと思いますので、引き続きがんばっていただければと思います。はい、以上です。ありがとうございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。はいどうぞ。
事務局(社会福祉協議会次長)	すみません、ちょっと一点だけ補足説明させていただいてもよろしいでしょうか。企業様のPRも含めてなんですけれども、本庄市では、行政の方で、七高祭といった取組を活発に取り組んでおられまして、市内にあります高等学校の合同文化祭的な取組ですね。これは長期間取り組まれておりますが、今年度、その中で、赤い羽根共同募金をテーマとして提案をさせていただいたところでございます。高校生にも関わっていただきながら、いろいろ、こういった形で進んでいくかは、高校生とこれから考えていくのですが、例えば、募金資材の開発の部分では、企業さんに御協力をお願いするとか、そういったことも取り組んでいけたらなと考えております。すみません、補足でした。
栗田会長	はい、ありがとうございました。その他ありますか。大丈夫ですか。はいどうぞ。
小暮委員	一生懸命がんばられてね、A評価が多いということ、大変良いこ

	とだと思えます。いくつか分からないこととかですね、質問をさせていただきます。 まず10ページですね。10ページの「相談窓口の周知及び多チャンネル化の検討」というところで、自立相談支援窓口で、これが、485件の相談があったということなのですがけれども、自立相談支援窓口の説明をしていただきたことが一つと、あと相談内容ですね。どんな相談内容が多かったのか、それをどうつないでいったのか、みたいな事例があったら教えていただきたということです。 あと、その自立支援相談窓口と総合相談窓口ですか、その関連といますかね、その辺を教えていただければということが二つ目です。 それで、三つ目はですね、31ページにあります「地域ケア会議・支援調整会議への参加」というところで、地域ケア個別会議が26回開かれたというのがありますけれども、この辺私良く分からないので、どのような会議なのかなということと、どんな内容で行われているのかなという単純な疑問でございます。以上、お願いします。
栗田会長	はい。ではお願いします。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい。御質問いただきましてありがとうございます。 まず一点目の御質問ですが、自立相談支援窓口の設置状況ですね。窓口がどこにあって、どんな相談内容で、あるいは、どういった事例が多かったかといった御質問いただきました。ありがとうございます。こちらはですね、行政、市の方から受託させていただいている事業でございまして、全体のくくりで言いますと、生活困窮者自立相談支援事業といったものがありまして、その中の相談対応の部分に当たる窓口業務でございます。こちらを社協の方が受託をさせていただいておりまして、職員2名を市役所の1階の窓口に配置をさせていただいております。1階の窓口の場所はですね、総合相談窓口と併設といった形ですかね。隣同士といますか、一緒といますか、といったところで配置をさせていただいております。それで、相談内容はと申しますと、生活困窮者の方々の支援ということで、基本的には、お金にまつわる悩み相談といったことになると思います。例えば、年金収入のみで生活費がちょっと足りない、あるいは仕事、定職になかなか就くことができなくて、金銭的、収入の確保が難しい。あるいは、中にはですね、混み入った御相談で、引きこもってしまっって何十年で、親御さんが支援しているのだけれども、親御さんも将来的にずっと支援できるわけでもない。そういった御相談など、多岐にわたる相談が寄せられることが多くなっております。ですので、制度の狭間だったりとか、あるいは複合的な課題だったりなど

	も多数含まれますので、その辺りは、先ほどの総合相談と自立支援窓口との関係は、といった御質問を二つ目にいただきましたけれども、その辺りを状況に応じて連携しながら対応させていただいている状況となっております。それで、事例といたしましては、中にはですね、生活保護の申請をされたいといった御相談もございますので、その方々が生活保護申請されるに当たっての、他に何か利用できるものがないのか、そういったところもお調べなどさせていただきますし、あるいは、どういった支援、どういった窓口があるのか分からないといったこともありますので、そういった意味ではですね、総合相談的な機能も果たしている部分なのかなと思いますので、やはり連携が大事かなと考えております。中には住居の確保が難しいといった御相談などもありますので、住居確保給付金の申請を希望されれば、市の方の御担当におつなぎをしますし、あるいは、アパートを探すので保証人の問題とか、そういったこともありますので、そういった場合には、不動産屋さんとの調整などもさせていただくことも多いと聞いております。なので、多岐に渡った相談ですね。年齢層的にも、やはり10代の方から80代の方までいらっしゃるのですが、全体的に申し上げますと、高齢の方がやはり多いかなといった部分もございますし、あるいは、50代60代で、なかなか生活費が厳しいといった御相談も多く受けている状況かと思います。 三点目の御質問の、地域ケア会議の部分ですね。こちらも全てこの活動計画には掲載させていただいているのですが、先ほどの自立相談支援窓口もそうですけれども、地域ケア会議も、基本的には行政が行っている、本庄市さんの方で行っているものとなります。各4圏域の地域包括支援センターで、月に1回ずつ、ケア会議を行って、ケアマネさんからですね、困難事例ですとか、共有すべき事例などを上げていただいて、専門職の皆さんで、それに対する情報交換、意見交換をしながら、より良い支援を目指して、また支援力アップをしていこうといったのが、この地域ケア個別会議の趣旨となっております。そこにですね、社協として参加をさせていただきまして、そうしますと、基本的には介護保険サービスですとか、高齢者支援の課題が多いのですが、中にはですね、障害のあるお子さんと同居されているなど、複合的なケースなども出てくる場合がございますので、地域でどういったニーズがあるのか、その辺りを把握させていただくのに大変参考になると考えております。それらを基にいろいろ施策を考えていければと考えているところでございます。以上でございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。他に何か。

種村委員	はい、良いですか。今日示された資料の中で「令和6年度指標項目実績一覧表」というふうなものを出していただきました。先ほど、いろいろと不明な点があったのですが、これ具体的な形で、令和10年度の目標値というふうなことでの達成値等々が出ております。すごく分かりやすく良いのかなというふうな印象でございます。先ほど社協さん自らおっしゃっていたのですが、10年度目標がちょっと甘いんじゃないかというふうな疑念は持ってはいますけれども、表としては、見やすいということでございます。そういう中で、本来、私の見方からすると、令和6年度に関しましては、一番初めの目標値A・B・Cの内容で、取組方針のとおり取組を進め、計画推進に向けて順調に推移する。要は、手をつけたか、手をつけなかったかというふうな形で、A、B。手を付けなかったCはなしというふうな評価だというふうに思っておりまして、その中で、実際に10年度の実績を達成したというふうなことでございます。これからののですが、その達成した数値に関しましては、今後、数値目標が変わりうるのか。そうではないのか。もしくは、達成した数値を目標はそのまま、このままの推移を10年まで見守るのか、見守らないかという部分での質問でございますので、お答え願えればというふうに思います。
栗田会長	ありがとうございます。それではよろしく申し上げます。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい。御質問いただきましてありがとうございます。資料2-1の部分ですね、こちらで一覧をお示しさせていただいた中で、御質問をいただきましてありがとうございます。今おっしゃっていただきました、先ほど私も申し上げましたが、令和10年度の目標値の設定がどうなのかといえば、委員の御指摘のとおりと思っております。それで、先ほど御説明させていただきましたとおり、こういった状況になった要因というのがいくつか考えられるわけでございます。繰り返しになりますが、経済状況の変化ですとか、あるいは、地域の皆様の努力といったところがあると考えておりますけれども、ですので、一概に全てを見直せば良いかっていう部分につきましては、ある程度検討していく必要があると考えております。委員もおっしゃっておいりました、この計画書はですね、5か年計画となっておりますので、途中で見直しすることも可能だと考えております。ですので、目標達成したから、それで良しとするのではなく、さらに進めていきたいものは、もっと上を目指していくというように、例えば上方修正していくのも一つかなと考えております。ですので、項目におきましては、その辺りを検討していきたいと考えておりまして、その辺りは審議会・委員会の中でお諮りできればと考

	えておりますので、今後とも御指導いただきたいと考えております。以上でございます。
栗田会長	はい、よろしいでしょうか。
小暮委員	先ほど関根さんのですね、お答えに対しての質問なのですが、私の意見と言いますかね、多くの自治体で、自立相談支援窓口と総合相談窓口が一緒になっていて、それで外注しているんですね。委託をしているというのが多いと思うのですが、私自身は、それで本当に良いのかなということを感じているんですね。その窓口が最前線で、まず訪れて相談していくわけですね。それを受け止めるのが、社協の職員であつたりとか、それは多職種連携ということで良いことかもしれないけれども、でも、最前線のところで、委託をしてしまって良いのかなあというのを私は感じています。一番初めのところで、自治体の職員が前面に出ることが必要じゃないかなと私は思っていますけれど、それが自治体の中で問題を共有していくことにつながるんじゃないかな。それで、社協さんは、一生懸命やっているのだと思います。社協さんをどうこう言っているのではなくて、全体の取組として、多くの自治体が総合相談窓口と自立支援窓口を、委託してしまっているという実態が、何か問題なのかなというふうに感じているんですね。社協さん、一生懸命やってらっしゃると思うので、それを批判しているわけではなくて、そのあり方として、そんなことを感じております。以上です。
栗田会長	よろしくお願いします。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい、御質問いただきましてありがとうございます。社協がその自立相談支援窓口を受託することに関して、総合的な御意見がありました。
小暮委員	いやいや社協が悪いと言っているのではなくて、あり方として、受け止めるのは、やっぱりこうね、違う受け止め方をしていた方が発展につながるのではないかという話です。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい、ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、その委託事業の部分では、2名配置させていただいて、総合相談がとりにある。総合相談の方は市の職員とですね、社協から研修で行っている、また別の職員がおりまして、お互いに協力しながら事業を行っているところでございます。これまで生活困窮者自立相談支援事業は、本庄市さんでやっていらっしゃいますので、よろしければ、そちらのお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。
生活支援課長	はい、現場を担当しております、生活支援課の茂木と申します。今、委員から御提案があつたとおり、まさにこのテーマはですね、今、我々も検証しているところでございます。現在は、先ほど関根さ

	んの方から説明があったとおり、自立相談支援窓口、端的に言うと、経済的な問題を抱えた人、ここの部分を業務委託で出しておりますが、その前提として、福祉の総合相談窓口、ここのスタッフは本庄市の職員がやっております。まさに、社協の専門性、こちらを最大限、実効性が得られるようお願いしている。そういうような形で、決して行政が丸投げをしているという形ではございません。委員の御意見はですね、ありがたく頂戴したいと思っております、今後ですね、重層的支援体制、こちらを考えていく上で、やはりワンストップで受け止めるためには、どういう構成が良いのか。専門性ですね、知識・スキル、これは、私は不可欠だと思っておりますので、それと行政が、どういう形で連携をとっていくのが、一番効果が高いのか、これを、今まさに検証しているところでございます。このようなイメージになってしまいますけれども、このような状況でございますので、ご承知いただければと存じます。以上でございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。
太田副会長	時間が押してるところ申し訳ございません。一つだけちょっと質問させてください。我々社会福祉法人は、公益的な取組を、社会福祉法上でやっていかなくてはいけないということで、あんしんセーフティネット事業に関しましては、社協さんも共同で訪問し、やっているところではあるのですが、達成率を見ますと、かなり高い達成率っております。これ、延べ件数にすると相当、結構いっていると思うのですが、ぜひそういうものも、きちんとやっている事業をですね、分かるように、これを載せていった方が良いのかなというふうに思っています。それで多分これ、さりと、こちらの計画の方の86ページにも載っていますけれども、県社協も含め、ほかの市内の社会福祉法人が携わっているのですが、件数が増えているのであれば、もうちょっとアピールの程お願いしたいのですけれど、関根次長、よろしく願いいたします。
栗田会長	はい、よろしく願いいたします。
事務局(社会福祉協議会次長)	はい、御質問いただきましてありがとうございます。お話しいただきました、彩の国あんしんセーフティネット事業ですけれども、まさにおっしゃっていただいたとおりですね、県内の社会福祉法人による公益的な取組ということで、推進させていただいているところでございます。これが平成26年からスタートして去年で丸10年といった状況の中で、県内ですと200ぐらいの施設さんの登録があって、本庄市内には、5法人、6施設に御登録いただいております。どういった取組かという、それぞれ各法人さんからお金を出し合っていて、社協も少しお金を出させていただいて、その

	財源をもとに、生活困窮者支援を行うといった、埼玉県独自の取組になっております。支援の方法も特徴的でございまして、ただ現金をお渡しするのではなくて、食料ですとか、高熱水費ですとか、燃料費などの現物給付になっておりますので、返済なども不要といった形で、まさに必要なものを提供するといったものになっております。過去3か年を見ますと、令和4年度は9件で、令和5年度は22件、そして令和6年度35件と、本庄市では件数は大分増えております。この辺りからも、生活上の厳しさを反映しているのかなという、先ほど申し上げたとおりですが、そういったところもございまして、市内のその5つの法人の皆さんにも、大変お世話になっておりますので、周知なども努めてまいりたいと考えております。以上でございます。
栗田会長	ありがとうございました。
高齢者福祉課長	高齢者福祉課の内田と申します。先ほど13ページのところで、住民主体による移動支援の説明があったと思いますが、一点訂正させていただければと思います。こちらの住民主体による介護サービス、生活支援サービス事業の補助金のほうで担当課になりまして、こちらについては、先ほど「サービスD」とお話が出たのですが、令和6年度の補助については、生活支援を含めたサービスになりますので、「サービスB」というような形になりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
栗田会長	はい、ありがとうございました。まだまだ議論は尽きないと思います。ただ時間も押しております。最後の方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。もしこの後でお気づきの点があれば、事務局へ御連絡していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の議題については、以上とさせていただきます。事務局から何かございますか。
事務局(地域福祉課主任)	委員の皆様、本日は、慎重な御審議ありがとうございました。本日、皆様からいただきました御意見を参考に、事務局と社会福祉協議会とで検討させていただきまして、後日、会長と協議の上、この管理シートを確定とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
栗田会長	今、事務局から提案がありましたが、この提案に対しては大丈夫でしょうか。 はい。それではこの後は、事務局と私で協議させていただきます。 以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。議事進行への御協力と熱心な審議に感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局(地域福祉課長補佐)	皆様大変ありがとうございました。また、議長を務めていただきました、栗田会長に御礼申し上げます。ありがとうございました。 続きまして、「その他」でございますが、今後の予定等について事務局から御連絡申し上げます。
事務局(地域福祉課主任)	事務局からの連絡です。本日の会議の会議録につきまして、後日、委員の皆様には会議録の案を送らせていただきます。お手数ですが、お手元に届きましたら、その内容を御確認いただき、記載内容に修正等がございましたら、事務局まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。
事務局(社会福祉協議会次長)	続きまして、先ほども若干触れさせていただきましたが、本日お配りしました2枚のチラシについて少し説明させていただきます。 一点目の生活応援パック事業でございます。こちらはですね、受付の方は7月10日までとございますが、7月22日まで、昨日まで延長して受付をさせていただきました。300セット想定受付といったところなのですが、270世帯ぐらいですね、申込みをいただいたところでございます。こちら、来週、梱包作業をさせていただきます。チラシにございますとおり、8月4日から、順次、宅配便で配送したいと考えております。食にお困りの子育て世代の皆さんを支援する取組となっておりますので、御案内でございます。 もう一つは、フードドライブ。こちらはですね、先ほどの生活支援パックに入れさせていただく食料も、こういった形で募集をさせていただいております。まだですね、こちらの食料は、受付をさせていただいておりますので、宣伝方々、周りの方に御周知いただければありがたいと考えております。以上でございます。
事務局(地域福祉課長補佐)	それでは、閉会に当たりまして、太田副会長に、御挨拶を頂戴したいと思います。太田副会長よろしく願いいたします。
太田副会長	長時間にわたり大変お疲れ様でした。令和7年度第1回本庄市地域福祉審議会・地域推進委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。
事務局(地域福祉課長補佐)	太田副会長ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。本日は、ありがとうございました。

会長署名 栗田 弘正